

社会福祉法人志木市社会福祉協議会定款細則

平成20年1月28日
規程第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 評議員会（第2条－第5条）
- 第3章 理事会（第6条－第11条）
- 第4章 監事（第12条－第13条）
- 第5章 業務の範囲（第14条－第15条）
- 第6章 細則の変更（第16条－第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第51条の規定により、本会の法人運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

（報告事項）

第2条 評議員会へ報告すべき本会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) その他評議員から報告を求められた事項

（評議員会の招集）

第3条 評議員会を招集するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が書面をもって招集日14日前までに各評議員に通知するものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書を添付するものとする。
- 3 評議員会の招集にあたり、理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 議案及び議案の概要

（関係者の出席）

第4条 議長は、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

（議事録）

第5条 評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間、開催場所

- (2) 出席した評議員、理事及び監事の氏名
- (3) 議長及び議事録署名人の氏名
- (4) 議事の経過及びその結果
- (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (6) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容
 - ①監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ②監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席した旨及びその理由を述べたとき
 - ③監事が、理事会の決議による評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めて、評議員会に報告したとき
 - ④監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- (7) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印
- (8) 出席職員の氏名及び議事録を職員が作成した場合、その職員の氏名

第3章 理事会

(承認・決議事項)

第6条 理事会で承認すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告
- (2) 基本財産の処分
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

2 理事会で決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 評議員会の招集、日時、場所、議題及び議案
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 本会の運営に関する重要な規程の制定及び各種規程における重要な規定の改廃
- (5) 第1種社会福祉事業を行う場合、施設長等の任免
- (6) 会長個人と利益相反する行為となる事項
- (7) その他、本会の運営に関する重要事項

(報告事項)

第7条 理事会へ報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 第14条の規定により会長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第8条 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって原則として招集日7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第9条 議長は、職員等の関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第10条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間、開催場所
- (2) 出席した理事及び監事の氏名
- (3) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときはその旨
 - ①理事の請求を受けて招集されたもの
 - ②理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ③監事の請求を受けて招集されたもの
 - ④監事が招集したもの
- (4) 議長及び議事録署名人の氏名
- (5) 議事の経過及びその結果
- (6) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (7) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容
 - ①競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ②理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ③理事会で述べられた監事の意見
- (8) 出席職員の氏名及び議事録を職員が作成した場合、その職員の氏名

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第11条 会長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後速やかに送付するものとする。

第4章 監事

(監査の実施)

第12条 定款第22条第1項に規定する監事の監査は、会長のもとで事業報告書、資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録を作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、本会の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第13条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名又は記名押印の上、理事会、評議員会、志木市長に報告するものとする。

(報告義務)

第14条 監事は、次の事実があると認めるときは、理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき
- (3) 法令・定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき

2 監事は、理事会の決議による評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

第5章 業務の範囲

(会長及び常務理事の業務の範囲)

第15条 定款第21条第4項及び第27条の規定に基づき、会長及び常務理事が専決することのできる日常の業務の範囲は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する業務の範囲には、本会経理規程に定めるもののほか、事務局に委任する事務決裁事項を含むものとする。

3 前項に規定する事務決裁事項は、別に定める。

(専決の報告)

第16条 会長及び常務理事が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第6章 細則の変更

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この細則の施行にあたって必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第15条関連）

| 業務の種類 | 業務の範囲 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|---|------|-----------|-------|-------------|-------|-------------|-------|--|-------|------|-----------|------|-------------|-------------|
| | 会長 | 常務理事 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 規程・規則、要綱・要領等の制定・改廃に関すること | 各種規程・規則（会員規程、役員選任規程、評議員選出規程、役員等の報酬及び費用弁償支給規程を除く。）の文言整理、経理規程の勘定科目の加除程度の一部改正、運用方針、要綱・要領等の制定、改廃及び一部改正に関する事項。 | 事業計画に基づく単年度事業、各種講座等の実施要領の制定、改廃及び一部改正に関する事項。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 職員の人事に関すること | 職員の任免、賞罰その他人事に関する事項（第一種社会福祉事業の施設長の任免を除く）。 | 短時間勤務職員の任免、人事及び人員配置に関する事項。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 職員の給与、労務管理・福利厚生に関すること | 職員就業規則、給与規程における異例的事項。 | 職員就業規則、給与規程に基づく日常的事項。 事務局長の休暇及び欠勤、出張・研修に関する事項。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 債権の免除、又は効力の変更に関すること | 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。 なお、当該処分について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において決議する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 設備資金の借入に係る契約に関すること | 予算の範囲内の事項。 なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において決議する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 契約工事請負及び物品納入等の契約に関すること | <p>1 次に掲げるような軽微なもの。</p> <p>ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入</p> <p>イ 施設設備の保守管理、物品の修理等</p> <p>ウ 緊急を要する物品の購入等</p> <p>2 次に掲げる契約。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。</p> <p>ア 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えないもの。</p> <table border="1" data-bbox="443 1697 911 1966"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>食料品・物品等の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>前各号に掲げるもの以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの。</p> <p>ウ 緊急の必要により行うもの。</p> | 契約の種類 | 予定価格 | 工事又は製造の請負 | 250万円 | 食料品・物品等の買入れ | 160万円 | 前各号に掲げるもの以外 | 100万円 | <p>1 次に掲げるような軽微なもの。</p> <p>ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入</p> <p>イ 施設設備の保守管理、物品の修理等</p> <p>ウ 緊急を要する物品の購入等</p> <p>2 次に掲げる契約。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。</p> <p>ア 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えないもの。</p> <table border="1" data-bbox="967 1697 1442 1966"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事又は製造の請負</td> <td rowspan="3">50万円</td> </tr> <tr> <td>食料品・物品等の買入れ</td> </tr> <tr> <td>前各号に掲げるもの以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの。</p> <p>ウ 緊急の必要により行うもの。</p> | 契約の種類 | 予定価格 | 工事又は製造の請負 | 50万円 | 食料品・物品等の買入れ | 前各号に掲げるもの以外 |
| 契約の種類 | 予定価格 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事又は製造の請負 | 250万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食料品・物品等の買入れ | 160万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前各号に掲げるもの以外 | 100万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約の種類 | 予定価格 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事又は製造の請負 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食料品・物品等の買入れ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前各号に掲げるもの以外 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>エ 競争入札に付することが不利と認められるもの。</p> <p>オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みがあるもの。</p> <p>カ 競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなく場合に行うもの。</p> <p>キ 競争入札において落札者が契約を締結しない場合に行うもの。</p> <p>3 当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において決議する。</p> | <p>エ 競争入札に付することが不利と認められるもの。</p> <p>オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みがあるもの。</p> <p>カ 競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなく場合に行うもの。</p> <p>キ 競争入札において落札者が契約を締結しない場合に行うもの。</p> |
| 7 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事 | <p>取得及び改良にあつては1件250万円未満、処分にあつては1件の価格が100万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。なお、当該取得等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において決議する。</p> | |
| 8 不要物品等の売却又は廃棄に関する事 | <p>損傷その他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であつて1件の価格が100万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。なお、当該取得等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において決議する。</p> | <p>損傷その他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であつて1件の価格が50万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。</p> |
| 9 次の場合の収入支出予算を補正すること | <p>①500万円未満の特定財源の補助金等を受けた場合</p> <p>②基金に当該基金の利息を積み立てる場合</p> | |
| 10 予算上の予備費の支出に関する事 | <p>予算に計上されたもの。</p> | |
| 11 福祉サービス利用者の日常の処遇及び預り金の管理に関する事 | <p>日常的事項。</p> | <p>日常的事項。</p> |
| 12 寄附金の受入れに関する事 | <p>寄附金の募集に関する事を除く事項。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。</p> | |
| 13 本会に関する情報の開示に関する事 | <p>定例的事項。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。</p> | <p>情報公開の申出に対する決定、個人情報の開示等の可否決定に関する事。</p> |
| 14 その他の業務に関する事 | <p>①予算編成に係る事項。</p> <p>②事業報告書の作成、決算事務に関する事項。</p> <p>③予算流用に関する事項。</p> | |